

令和8年度 輸出先国規制対応支援事業 (輸出先国から求められる認証、検査等への支援)

事業の目的

本事業は、日本産の農林水産物・食品の輸出を促進するため、輸出の障壁となっている輸出先国から求められる認証・検査等を行う事業者の取組を支援します。

対象となる事業（１）

ア 国際的に通用する認証等の新規取得支援

輸出先国で必要となる各種認証を新たに取得する費用を支援します。

例：宗教上の認証（ハラール、コーシャ等）、食品安全の認証（JFS規格、ISO22000、FSSC22000等）、環境に係る認証（エコラベル等）等

イ 輸出先国の規制導入、改正等への対応支援

輸出先国で新たに導入・変更された（または今後変更予定の）規制に対応するための費用を支援します。

対象期間：令和８年度を基準に、過去３年又は今後３年以内に導入・変更が行われた又は行われる規制

対象となる事業(2)

ウ 輸出先国の法令等に基づく検査支援

輸出先国の法令等で輸出前の検査義務がある場合、その検査費用を支援します。

例：フィリピン向けいちごの残留農薬検査 等

(注意：義務ではなく、自主的に確認したい場合は支援の対象外です。)

エ 輸出先国が求める食品接触材、容器包装等に必要な対応支援

EU・英国等へ輸出する食品の容器や包装材について、EU規則への適合に必要な費用を支援します。

例：適合宣言書の作成、表示の切り替え 等

オ 輸出先国から求められる施設、製品等登録支援

米国など輸出先国が求める製品や製造施設の登録に必要な費用を支援します。

例：米国FDA登録、低酸性食品（缶詰等）の製造施設登録 等

事業実施者、補助率・補助対象

事業実施者

農林漁業者、商工業者及び食品事業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人・公益財団法人、一般社団法人・一般財団法人、特定非営利活動法人、独立行政法人・地方独立行政法人、事業協同組合

補助率

補助率は、1/2以内。

補助対象経費の範囲

補助対象となる経費は、本事業に直接必要な経費であって明確に区分できるもののみ。

例：分析費用、認証取得に要した旅費及び人件費 等

（施設投資のハード面は対象外です。）

事業への応募先と実施について

① 事業計画策定

実施規程に付随する事業計画を作成し、必要書類（定款等）を添付の上、事業実施主体に応募。

応募先（事業実施主体）：（一社）食品衛生登録検査機関協会

② 審査

事業実施主体による審査。

③ 事業実施

採択された事業は定められた期間内の完了を目指す必要があります。

（「ア 国際的に通用する認証等の新規取得支援」に限り、期間中に取得できなかった認証について、翌年度のみ本事業の補助対象として応募可能としています。）

④ 実績報告

本事業が完了した年度の翌年度から3年間にわたって、輸出実績額を提出していただきます。

よくある質問

Q1. 各種認証の更新は対象となりますか？

A1. 更新は対象となりません。新規のみが対象です。

Q2. 例示されている各種認証以外も支援の対象となりますか？

A2. 例示以外も対象となる可能性があるため、事業実施主体にご相談ください。

Q3. 輸出先国の法令等に基づく検査支援の対象となるかの判断方法は？

A3. 輸入事業者に、輸出先国が検査を求める法的根拠等を要求してください。

よくある質問

Q4. HACCP等のハード面は支援対象となりますか？

A4. 本事業の対象ではありません。「食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業」をご参照ください。

Q5. 対象となった事業例を教えてください

A5. 以下になります。

対象事業	概要
海外で必要な認証の新規取得支援	・冷凍総菜（ハラール認証、東南アジア） ・調味料、中華麺（ISO22000、台湾、東南アジア）
輸出前の残留農薬等の検査支援	・果実（農薬検査、台湾・東南アジア）
EU等向け食品の容器・包装対応支援	・調味料の容器包装の検査費用（EU）
輸出先国への施設・製品登録支援	・果実（FSMAの対応、アメリカ）

輸出環境整備推進事業のうち
輸出先国規制対応支援事業

令和8年度予算概算決定額 225百万円（前年度225百万円）

<対策のポイント>

輸出額目標の達成に向け、輸出の障壁となっている**国際的認証の取得、輸出先国の要件に適合する施設の認定、輸出先国の規制に関する講習会等の開催、輸出先国検査官の招へい等**に係る事業者の取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 国際的に通用する認証の新規取得の支援

輸出拡大に繋がる国際的に通用する認証等の新規取得の取組について支援します。

2. 輸出先国の要件に適合する施設の認定支援

輸出先国からの施設認定の取得等について支援します。また、認定のための審査や現地確認等を実施する取組を支援します。

3. 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援

事業者に対する輸出先国・地域が求めるHACCP導入等に必要な一般衛生管理や輸出先国の規制への対応に係る講習会等の開催、技術的指導等の取組を支援します。

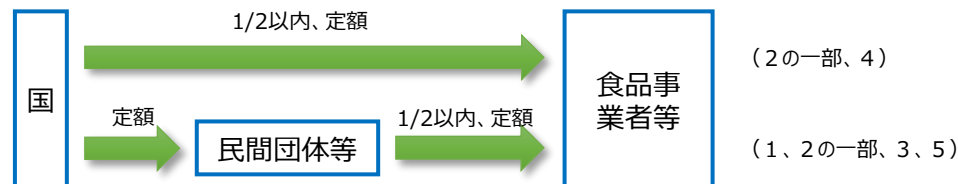
4. 査察や合同輸出検査等に係る輸出先国検査官の招へい

輸出先国・地域の検査官を招へいして行う査察、合同輸出検査等について支援します。

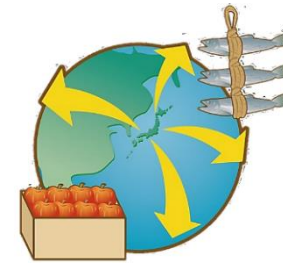
5. 輸出先国が求める条件に応じた検査等の支援

輸出先国・地域の法令等に基づき求められている輸出前検査や適合宣言書作成、新たに求められる規制等への対応について支援します。

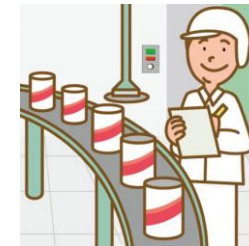
<事業の流れ>



<事業イメージ>



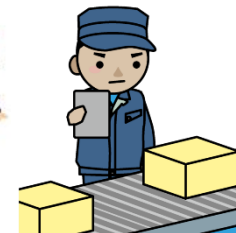
国際的認証等の新規取得



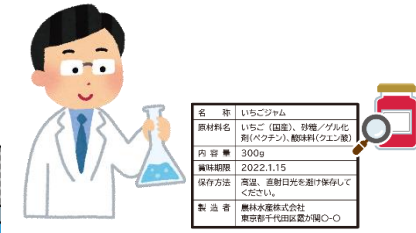
施設認定等の取得や審査・現地確認



研修等による輸出先国の規制等の理解向上



輸出先国検査官の招へい



輸出先国の求める条件に応じた検査や適合宣言書の作成

【お問い合わせ先】

1,4,5の事業：輸出・国際局規制対策グループ（03-3501-4079）

2,3の事業：輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）